

新潟県条例第29号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(仮設建築物等に対する適用除外)		(仮設建築物等に対する適用除外)	
<p>第4条 法第85条第6項又は第7項の規定により特定行政庁がその建築を許可する仮設興行場等及び法第87条の3第6項又は第7項の規定により特定行政庁がその用途を変更して使用することを許可する建築物については、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p>		<p>第4条 法第85条第5項又は第6項の規定により特定行政庁がその建築を許可する仮設興行場等及び法第87条の3第5項又は第6項の規定により特定行政庁がその用途を変更して使用することを許可する建築物については、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p>	
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(46) (略)</p> <p>(47) 法第85条第3項、<u>第6項又は第7項</u>の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(48)～(54)の2 (略)</p> <p>(54)の3 法第87条の3第3項、<u>第6項又は第7項</u>の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(46) (略)</p> <p>(47) 法第85条第3項、<u>第5項又は第6項</u>の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(48)～(54)の2 (略)</p> <p>(54)の3 法第87条の3第3項、<u>第5項又は第6項</u>の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>	
別表（第28条関係）		別表（第28条関係）	
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額
1～28 (略)	(略)	1～28 (略)	(略)
29 法第85条第6項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者	(略)	29 法第85条第5項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者	(略)
29の2 法第85条第7項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者	(略)	29の2 法第85条第6項の規定により仮設興行場等の建築の許可の申請をしようとする者	(略)
30～39 (略)	(略)	30～39 (略)	(略)
39の2 法第87条の3第6項の規定により建築物の用途を変更	(略)	39の2 法第87条の3第5項の規定により建築物の用途を変更	(略)

して興行場等として 使用する許可の申請 をしようとする者 <u>39の3 法第87条の3</u> <u>第7項</u> の規定により 建築物の用途を変更 して特別興行場等と して使用する許可の 申請をしようとする 者 39の4・40 (略)	(略)	して興行場等として 使用する許可の申請 をしようとする者 <u>39の3 法第87条の3</u> <u>第6項</u> の規定により 建築物の用途を変更 して特別興行場等と して使用する許可の 申請をしようとする 者 39の4・40 (略)	(略)
--	-----	--	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。